

# 北広島町農業委員会第 29 回総会議事録

事務局 (第 29 回北広島町農業委員会総会開会宣言) 令和 7 年 11 月 20 日 (第 29 回)  
会長 (開会あいさつ)  
事務局長 (報告)  
会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号 4 番、5 番にお願いします。

---

## 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

議長 農地法 3 条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 7 年 11 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。  
番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

12 番 11 月 7 日に●●委員と●●推進委員で現地調査を行いました。  
また、電話にて譲受人から話を聞きました。  
譲受人は空き家バンクを利用し、●●県から来られる。そちらで 10 年以上農業行っていたということです。自家野菜や水稻を作る予定です。手植えなど昔ながらの農業をされるそうです。地域の調和ということですが、法人の土地の間にあります。水稻 30 a くらいなので、影響はしないと思っております。  
以上のことから、農地法第 3 条第 2 項に該当しないため、許可要件を満たしていると思えます。

議長 はい、ありがとうございます。  
それでは番号 1 番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。

13 番 田の面積の表記が異なるのは。

事務局 申請書には 1087 m<sup>2</sup>と記載されていたが、事務局で確認したところ 1807 m<sup>2</sup>ということが判明しまして、許可証作成の点から修正したものです。  
失礼いたしました。

議長 他にはございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。

番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

6番 11月12日に2番委員と、15日に推進委員とともに、現地確認をしております。譲受人は数年前から、空き家バンクを利用しております。この度、永住に向け、地域にも入り活動していきたいということがございました。農業機械は、草刈り機、管理機を所有されております。農業労力は奥さん。現在、草刈り及び水張り管理をされている状況でございます。農業従事日数については、クリアできるのではないかとということでございます。周辺の農地への影響はほぼないものと思われます。営農計画のなかで収入金額にいて、どこを基礎に出されたのかわかりません。その辺チェックをよろしくお願ひしたいと思います。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えています。ご審議の方はよろしくお願ひ申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。  
それでは番号2番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願ひいたします。

5番 機械についてはどう考えているのか。

6番 管理機は倉庫にあることを確認しております。あとは順次整えるが、当面は借りる模様です。

議長 他にはございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願ひいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

2番 11月12日、●●委員11月16日に●●推進委員とともに現地確認をいたしました。また、11月16日に譲受人と現地にて面談を行いました。譲渡人は、現在こちらに住所もありません。耕作を近くの方に依頼をして作ってもらっていたんですが、今年で最後にしたいということだった。建物を空き家バンクに登録されたところ。譲受人は、現在●●に住所があり、近くに農地を約2a家庭菜園を2カ所でやっております。機械等を持っております。作られたものについては、農協の元気市や朝市で販売をしていることも確認しております。

農業機械につきまして今後面積が多くなり管理機だけでは無理ではないかと思いついたところ譲渡人が持っている農業機械をそのまま全部譲り受けることが決まっております。譲渡人にも確認を取っております。  
以上のことから農業実務も10年近く以上耕作されており営農上影響ないと思われます。ことから農地法第3条第2項各号に該当していないため許可相当と思われます。

議長 はい、ありがとうございます。  
それでは番号3番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号4番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

2番 11月12日に●●委員と11月16日に●●推進委員とともに現地確認を行いまして、11月16日に譲受人と電話にて面談を行いました。また譲渡人には11月12日に対面での面談を行いました。  
農地は書類では2枚になっておりますが1枚の田となっております。この度適正化を図り正式に1枚の田としての申請であります。  
譲受人は●●市の方ですが、この土地は●●農事組合法人が管理をしており、譲渡後も法人が管理を行うこととなっております。また譲受人はこの法人の組合員であり、水管理は法人に任せております。草刈りは譲受人がやっております、籾摺りなどの作業も出てもらっております。  
水管理は私2番委員が管理しており、管理も枕法人でやることの確認を取っております。  
以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しておらず許可相当と判断しましたので、ご審議の方よろしくをお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。  
それでは番号4番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

- 議 長 ●●委員欠席により4番委員より補足説明をお願いします。
- 4 番 11月15日に●●委員さん、●●推進委員2名と●●行政書士と一緒に現地確認をさせていただきました。  
現地写真にもありますようにきれいに管理されており、今後も引き続き同様の管理をされていくというふうに聞いております。  
周辺の影響も考えられませんので、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可相当と判断しました。また、後ほどこの関連で別な案件が出てきますのでそれについてはまた説明をさせていただきます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。  
それでは番号5番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号6番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 4 番 先ほどと同じように11月15日に現地調査をさせていただきました。  
現状、耕作はされていない状況が認められましたが、草は刈ってあり、耕うんすれば耕作可能であるというふうに思いました。  
周辺は減反した圃場もなく、特に周辺への影響もないと思います。  
ということで、要件を満たしていると判断をいたしました。  
この件についてはまた後ほどこの別件で改めてでますのでまたその時に説明させていただきます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。  
それでは番号6番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号7番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。

3 番 この農地は今年の1月20日農業委員会で3条許可を審査して、2月2日に公告したもので、短い期間での別の方への譲渡される問題性と、もう一つは、先般の研修会の中で、農地制度の見直しの中で、農地の改正ということで、農地の適正利用に向けた措置ということで、新たに権利取得後に耕作をせず他の方に権利を渡す行為において、3年以内の報告が必要であると研修を受け、県内農業者が事務処理規定において認められない例として、ガイドラインにおいてどのようなものがあるのか、調査研究していただくようお願いしておきましたので、私の説明後に解説をしていただきたいと思います。

現地の状況は、産直市に出荷され夫婦で農業塾に2回も出席されておられ、今年度はジャガイモやカブチャなどの他、イチジクも1本増えたりされて、熱心に営農されている状況でした。

しかし、今年の夏は特に暑く作業が大変であった上に、コロナに感染し体調を崩した。しかもこの圃場の出入りが非常に高低差があり、怖いような状況であった。意欲、自信をなくしていたところ先方より申し入れがあり、買いたいという人がいるうちにとりうろたえたという考えになったということです。

譲渡し人が高齢で体調悪いというなか譲受けるというところなんです。営業計画が果樹としか記載されていないので、聞き取りしたところ鳥獣被害が多く果樹イチジクをやりたいとのことでした。

労働力が78歳と76歳と申請書に記載されていましたが雇用も含んで判断するというガイドラインがありますし自宅から圃場まで18キロはあるそうですけれども距離による確率的な判断はしないというガイドラインがあります。その他の農地に影響がないということで問題ないと考えられると考えています。

事務局 11月12日、農業委員会の説明会の際、農地の適正利用に関わる措置の中で、権利取得後に、耕作せずに他者に譲渡又は転用したものの権利取得は認められることの明確化、また、かつこ書きで、許可申請書では、取得後3年以内を申告の上確認することということが表記されております。

この3年については、広島県から農地関係事務処理ガイドライン（令和7年5月）において、農地法に基づく処分に係る審査基準等が新たに追加されたものが、農地等の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うものとは認められないと判断するときは、農地法第3条申請要件が認められないというものに該当するということです。具体例としては今回の件で申しますと、過去に権利取得後の農地等を耕作または養畜の事業に供することはなく、他者に譲渡し、もしくは使用及び収益を目的する権利を設定し、または農地以外のものにする行為を行ったものより権利取得が該当します。

これは耕作を事業に供するものというのは、ガイドラインによると、今回の譲渡人が取得後に1年経ってない状態での所有権移転を行うことがあてはまります。

3年とは、県のガイドラインとしては、3条申請の時に、譲受人に対して法令の遵守状況等を申請の際に確認しなさい。その中で、例えば種苗法や農薬取締法の違反があったかどうかを申告を求めること。今回の場合では別の農地を取得したいという申出があった場合には、取得後3年以内に農地を譲渡しましたということ申告することとなる。相当の理由がない限りは3条の許可は認められない、という扱いになります。この状況等の様式を提出するように3条申請の時には譲受人に対して提出を求めなさいというのが今回の改正です。

事務局では他市町との歩調を合わせるよう様式等の調整をしております。事務処理の改正が行われることを確認した上で改めて北広島町でも求めるようにとしたいと準備しております。

- 3 番 短期間での状況ということです。調査に同行した13番委員からも発言を。
- 13 番 1月に申請許可しており今回の申請が11月ですが、実際は耕作しておられましたので、結果して農業をしていると思います。
- 3 番 権利取得後に耕作をせずというところがキーポイントになると思います。取得後適正に耕作されておられ、取得後にやむを得ない事情の変化がありますので、総合的にみると、周辺に対する影響もありませんし、要件を満たしていると考えられます。
- 議 長 3年以内に今のような条件等について、譲渡し人、譲受人に対しても注視しながら話をしているということと、今後このことも整理していくべきということになります。
- 議 長 はい、ありがとうございます。  
 それでは番号7番について質疑に入ります。  
 ご質問ご意見をお願いいたします。  
 質疑を打ち切り採決いたします。  
 申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
 番号8番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 9 番 11月14日、●●行政書士、●●委員、●●推進委員とともに、現地を確認をさせていただきました。  
 譲渡人が建設業をされていて、譲受人と造園部門の方を立ち上げておられます。  
 兄弟で運営しており、今回弟が農業部門を担当するという事、機械については保有されており、労働力・技術力についても農業部門の方がご兄弟で協力してやっていくことによって問題ないと思います。  
 地域農業についての影響もないので、以上の事から農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると思われまます。
- 議 長 はい。ありがとうございます。  
 続いて、●●地区の農地について、担当の4番委員より説明をお願いします。
- 4 番 11月15日に、●●委員と●●推進委員と私3名で現地を確認させていただきました。  
 現地については、今年は耕作されておりませんが、建設業されており畔もきれいに再整備をされており、来年は水田として耕作をされる状況でございました。  
 周辺への影響も、休耕田に対しても水路はきちんと管理されておりますので、耕作できる状況でありますので、特に周辺の農業への影響もない判断をいたしました。  
 以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないということで、許可要件の全てを満たしていると判断をいたしました。

- 議長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号8番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号9番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 9番 先ほどの8番案件と同様に、11月6日に●●行政書士と●●委員と●●推進委員と現地確認をさせていただきました。  
これらの田については、きちんと耕作をされておりました。  
ただ、畑については草を刈る程度で、何も作られてはおられないような状況でございました。  
耕作される●●さんについては、先ほどと同様に機械の保有も問題ありません。  
地域への影響もないと思います。  
以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思います。
- 議長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号9番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。

---

## 議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の承認について

- 議長 農地法4条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和7年11月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。  
番号10番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当委員より補足説明をお願いします。

- 4 番 11月15日に●●委員、●●推進委員及び市場行政書士と現地確認をさせていただきました。  
5番案件所有権移転の手続きの過程で、それに隣接する土地について転用許可が下りていないまま使用しているということが判明をいたしましたので、適正化を図るということで今回申請をされております。転用許可でよいかと思っております。
- 議 長 はい、ありがとうございます。  
それでは番号10番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
他にはございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号11番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 4 番 11月15日に●●委員と●●推進委員と私3名で確認をさせていただきました。  
摘要欄に書かれておるとおりでございますので特に補足の説明の方はいいのかなと思います。
- 議 長 はい、ありがとうございます。  
それでは番号11番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。
- 13 番 始末書と行政側が出した時期は中身が違うのでしょうか。  
これは管財課から作成されたのか、対応窓口はどこか。
- 事 務 局 まちづくり推進課からの申請いただいております。  
農地を適正化するために申請している一例と考えていただければと思います。  
始末書につきましては、基本様式は、こちらの農業委員会のほうで提示したものを  
まちづくり推進課で作成し、北広島町長の名前で公印を押していただいております。  
かつては同じ町だからと省かれていたが、法令的に提出しております。
- 議 長 他にはございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号12番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)

- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 7 番 11月7日に現地に行きました。  
先ほどの案件と同様で、以前も町営住宅が適正に手続きがされておらず個人のままと  
なっていた案件があり、行政の怠慢があるように感じております。  
しかしながら、周辺の土地に影響も出ておらず、何の問題ないと思います。
- 議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号12番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。
- 1 番 今回のこうした違反転用は何かに基づいて出たんですか？いろいろな部署から出てく  
るんですけど。
- 事 務 局 全てが同じケースではありませんが、以前は公共工事であれば転用許可がいら  
ないという誤った認識で事務処理が行われていたものと考えられます。現在は職員が農  
業委員会を経験して他部署に行き、勤めた経験から間違いに気づくことがある。  
今回のまちづくり推進課から出された集会所もそういった案件に当たるのではない  
かと考えている。
- 議 長 他にはございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号13番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 9 番 11月14日、●●行政書士、●●委員、●●推進委員と現地確認をさせていただきました。  
写真のとおり、この母屋を解体中でした。  
行政書士からの説明では、土地の利用状況は、60年前から変わっていないというこ  
とで、平成13年の圃場整備事業の際に理由が定かではないけど地目が田になってし  
まったようであるということでした。現状に合わせるということで宅地申請とする  
こと、地域農業には影響ないと思いますのでご審議をよろしくをお願いいたします。
- 議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号13番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
ございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号14番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 担当委員より補足説明をお願いします。

11 番 11月17日に●●委員、●●推進委員と現地の方にお話を伺いました。  
現地は何日か前に妹さんが来られて草を刈ったのではと思う。奥さんが亡くなられ  
墓の基礎まで自分で作られところで、怪我をされてそのまま入院された。入院中危  
ない時もあったらしく家族が相談されて補佐人をお願いされた。補佐人の話しは令  
和5年ころらしいです。  
本人の意向を踏まえてこの度の申請になった。元々この実家の墓はずっと奥の集落  
の墓にあるが、それを申請地に移設する準備をしている最中に怪我をされたとのこ  
とです。  
宅地も空き家になっていて、家族の方、妹さんとか子どもとかがたまに帰ってきて  
いる感じらしいです。  
場所はどこにも迷惑をかけることもないと思うし、面積等でも許可相当と思います。  
ご審議の方よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。  
それでは番号14番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
ございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の承認について

議 長 農地法5条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和7年  
11月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。  
番号15番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 担当委員より補足説明をお願いします。

4 番 11月15日、●●委員、●●推進委員と3名で現地確認をいたしました。  
太陽光発電の設備を設置するということで、●●委員が事前に、譲受人に電話で聞  
き取り調査をされていると聞いております。  
草刈り等の管理はしていくと口頭で返事があったと聞いております。現地周辺ほと  
んどが太陽光発電の設備が設置をされており、下流に耕作されている土地はありま  
せんので水路等の影響で他の土地に影響がないと考えております。許可相当と思っ

ていますが事務局にお伺いしたいんですが、面積が雨水の関係で建設面積は1000㎡を切っているんですけども、面積自体は1,000㎡を超えている。一部駐車場を設けることにより1,000㎡以下になるということですが、分筆する必要はないでしょうか。

事務局 県河川課に確認はするのですが、あくまで建築面積内の1,000㎡以内の場合は、申請はせずに聞き取りで確認をする。  
雨水浸透阻害行については、県河川課は証明書の提示はないそうです。  
面積に応じて事務局も聴取はしますが、こちらから指摘は難しい。  
また、分筆についても土のまま沈み込んだりするということもありますので、そこも含めて全部の面積を転用されるということになりましたら、分筆についてこちらでも指摘することはあるかと思いますが、今回は進入路前の駐車場ということで分筆を求めることはしておりません。

議長 施行後も確認も必要ないということでしょうか。

事務局 完成後の確認はないと思います。

3番 建築面積で県は判断するということですか。

事務局 1,000㎡以下の場合は聞き取りを行うと聞いております。  
申請による許可を出すことは行っていません。

3番 パネルの下の状況は資料では草刈りとなっているが何もしないことか。

事務局 今回はいわゆる採石はしない。定期的な草刈りで対応すると聞いております。

3番 この近くで過去にソーラーが草刈りがされずに水路が見えないほど草が繁茂した状況が確認され問題になったことがある。防災シートを設置するとかない場合は、適正管理をするようにという文言、注意事項をつけるというようなことができるのか。許可条件につけることはできないけれども、別紙として今後適正な管理して周辺農地に影響が出ないようにと注意が出せるものなのか。回答が難しかったら今後検討してほしい。

事務局 許可書にそれらを入れていくということは難しいと思います。  
農地法上、許可書に条件をつけるというのは審議の上で皆さんにお諮りしてすればよいが、草刈り等管理のことになると別の問題になってきます。どのようにフォローしていけるかというのは状況を見ながら今後検討をさせていただければと考えますので、よろしくお願ひします。

議長 他にはございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号19番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

3 番 昨日、13番委員と●●推進委員と3名で現地確認しました。  
説明がありました併用地がありますので、その●●振興組合・農地振興組合の関係者、隣接する農地を所有されていますけれども、その方と話をさせていただきました。  
この田は令和6年8月6日に売買され、1729-2に新築住宅の土地を求める際に合わせて購入を勧められた。今回は不動産業者が関与し売買となった。  
舗装された新入路があり、左側に田があり幅広の畦畔の中に用水路がある。  
四方には農地もなく周辺農地に影響がない。計画面積も妥当で許可要件を満たしている。  
令和6年の時に調査に入った段階では、何十年も前に水はいらないということで畑の状況で使っている。私の記憶では花が2、3本植えられた状況だった。その後は保全管理してあるという状況です。

5 番 3年以内はダメだという話をされていましたが今回の場合は問題はないでしょうか。

事務局 3年以内というのは譲受人が農地を取得されるというケースになります。今回の譲渡人が例えば、将来的に家庭菜園をしたいので新たに農地を取得したいとなった場合にその縛りが発生するものです。

議長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号19番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
ございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。

---

## 議案第4号 農業用施設転用届について

議長 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定の規定により、別紙のとおり届があったので意見を求める。令和7年11月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡道範。  
番号20番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

4 番 11月15日に●●委員、●●推進委員と現地を確認させていただきました。

5番案件の中で現況を確認したことにより今回の申請となった。左側は水田として耕作しており、水田は委託であるが適正に管理に管理されている。現況に合わせた形である。

議 長 はい、ありがとうございます。  
それでは番号20番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号21番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 担当委員より補足説明をお願いします。

4 番 内容につきましては、先ほどと同様でございます。写真の方で、左下から右上に斜めに向かって伸びているのが侵入路で、コンクリート舗装がされているという状況。その左右でその先に倉庫が立っておりましてその両側はきれいに畑として耕作をされている状況でございます。こちら追認という形になるのかと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 はい、ありがとうございます。  
それでは番号21番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号22番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 担当委員より補足説明をお願いします。

4 番 現地につきましては11月15日に確認をさせていただきました。事務局の方から説明がありました件については、行政書士から説明をいただきまして、こういう状況にあるということでございます。

議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号22番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
それでは質疑を打ち切り採決いたします。

申請のとおり、受理してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、届け出のとおり受理することに決定しました。

---

### 議案第5号 非農地証明申請について

議長 非農地証明現地調査員の現地調査の結果、別紙申請について非農地証明を発行することについて承認を求める。令和7年11月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号23番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

7番 11月7日、私と●●委員と●●推進委員で現地調査を行いました。  
写真のように、重機を入れても現状を見る限りは、再生困難と判断しました。

議長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号23番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、証明を発行してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり証明を発行することに決定しました。

---

### 議案第6号 農地利用集積等促進計画について

議長 農地中間管理事業に係る利用権の同意を得た農用地利用集積等促進計画について意見を求める。令和7年11月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 はい。ありがとうございます。  
それでは第6号議案について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、決定してよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、意見なしと決定しました。

---

## 議案第7号 事業計画の変更承認申請について

議 長 転用事業計画について別紙のとおり申請があったのについて承認を求める。令和7年11月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。  
番号24番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 はい、ありがとうございます。  
それでは第7号議案について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。

3 番 所要面積が1,000㎡を超えていますが、雨水関係は問題がないのでしょうか。

事務局 令和3年当時は全面転用としての申請であった。  
後で確認して、追加申請が必要ならば指導するようになるかと思えます。  
県河川課のパンフレットによると、造成も含め1,000㎡を超えたら雨水対策をなささいという基準になっていると思っています。  
面積が超えないように申請されております。

議 長 それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、事業計画申請のとおり決定してよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って、承認することと決定しました。  
以上をもちまして本日の総会の提出議案の終了をいたします。

議事終了